

○財務省告示第百二十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年三月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二條第一項及び第四條  
第一項並びに特別会計に関する  
法律（平成十九年法律第二十三  
号）第四十六條第一項、第四十  
七條及び第六十二條第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

込募各割各各当も各  
 み限国り申の申  
 の度債当込。らみ  
 応額市てみ。のう  
 募の場特。応ち  
 額を圍別募額を案分  
 を割内参加者ごと  
 りににおいて各  
 当て。各申  
 てる。申  
 各申

争市る参てしび価一を場で競競とて価の  
 入場も加、た価格国を定特あ争争とて格決  
 札特の者、後格競債め別つ入争争す得格定  
 発別によごとに行に格競争市も参、と入入るら募を  
 行参加るにに大臣が務大臣が各国債市場特別  
 一と者発行（以下一価格競争入札発行一とい  
 とい。第II非価格競争）  
 争入場も加、た後格競債め別つしび価一を場で競競とて格決  
 入札特の者、後格競債め別つしび価一を場で競競とて格決  
 行参加るにに大臣が務大臣が各国債市場特別  
 一と者発行（以下一価格競争入札発行一とい  
 とい。第II非価格競争）

入 価 入 価 ・  
札 格 行 札 格 第  
発 競 発 競 II  
行 争 額 行 争 非

札 非  
発 競  
行 争  
入

国 条 特 億 は づ 法 百 債 の 百 面 行 十 円 千 国 項 億 て 基 する 政 五 つ 定 う 額  
債 の 別 九 、 き 第 十 債 に 規 六 金 行 十 六 、 三 国 債 の 七 は づ る た 運 十 い に 基 、 面  
に 規 会 千 額 発 六 三 つ 定 十 額 た 利 第 一 別 会 計 四 億 九 千 三 百 一 十 五 万 二 付 一 九 い に 関  
つ 定 計 七 面 行 十 億 い に 五 万 四 千 九 百 三 十 四 億 九 千 三 百 一 十 五 万 二 付 一 九 い に 関  
い に 基 関 九 額 た 条 千 は づ 、 き 、 同 法 十 四 十 億 は づ 、 き 第 四  
て 基 する 万 九 付 一 百 額 行 法 第 十 四 十 億 は づ 、 き 第 四  
、 づ き る 円 千 国 項 三 面 行 法 十 四 十 億 は づ 、 き 第 四  
額 発 法 第 四 十 七  
面 金 行 律 第 四 十 七  
金 額 した 利 七 千 九  
で 五 十 付 七  
十 付 七



十四  
後第二期  
利子以

十三  
初利入  
期札格  
利発競  
子率行争

十一  
ロイ一  
發  
入価発  
札格行  
競入行  
争格日

てを毎  
、支年  
その払三  
の期月二  
日以し十  
前、日及  
六月支九  
間、月二  
属に期十  
すお日

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規下は期た期平年  
定、、が金と成○  
す次、その額し、十六  
る号の、の、支次、六  
期及翌、行、の、算の、  
日、日、業、日、に、算、  
に、に、日、に、た、に、  
つ、十五、に、支、だ、よ、  
い、号、に、払、し、り、  
て、に、お、う、(、  
同、お、い、  
じ、  
。、  
。、

額そ額  
面れ面  
金ぞ金  
額れの額  
百の百  
円応円  
に募につ  
つき格  
百き百  
円円  
二以  
錢上  
の

平す額の  
成るの記  
二。載  
十六又  
年倍は  
三月の記  
二月録  
十日は、  
最低  
も額  
の面  
と金

十  
九

十  
八

十  
七

十  
六

十  
五

償還期  
償還額  
元利支  
払場所  
入札参  
者加入  
払込期  
日

利子を  
支払う。  
平成三  
十年三  
月二十  
日

額面金  
額百円  
につき  
百円

日本銀  
行

財務大  
臣から  
通知を  
受けた  
者

平成二  
十六年  
三月二  
十日